

守口市告示第489号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和7年11月27日

守口市長 瀬野 憲一

1 入札に付する事項

(1)	業 務 名	守口市高圧受電施設で使用する電力の供給（市立小・中学校）
(2)	概 要	高圧受電施設で使用する電力の供給
(3)	履 行 期 間	令和8年4月計量日から令和9年4月計量日の前日まで
(4)	対 象 の 位 置	20施設（仕様書別紙1のとおり）
(5)	支 払 方 法	毎月払
(6)	入 札 方 式	郵便入札

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市が認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本案件の条件付き一般競争入札参加資格審査申請時において、本市物品等の入札参加有資格者名簿に登録していること。
(7)	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業の登録を受けている者であること。 ※小売電気事業の登録を受けていることを証する書面（電気事業法第2条の4第2項に規定する通知書等）の写しを添付すること。

(8)	平成22年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体、公共法人及び国土交通省令で定める法人）との間に、契約期間が12か月以上の高压受電施設に電力を供給する契約を締結し、12か月以上履行した実績があること。 ※履行実績の有無は、事業者単位で判定する。なお、当該事業者が本市物品等入札参加有資格者名簿に主たる営業所で登録しているか営業所・支店等で登録しているかを問わない。 ※本案件の入札条件に対応した履行実績を証する書面（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。
-----	---

3 入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公 告 日	令和7年11月27日(木)	
(2)	質 問 受 付 期 間	令和7年12月4日(木)	正午 まで
(3)	質 問 回 答 日	令和7年12月8日(月)	
(4)	申 請 受 付 期 間	令和7年12月10日(水)	17:30 まで
(5)	確 認 結 果 通 知 日	令和7年12月11日(木) (発送予定)	
(6)	入 札 受 付 期 間 《 必 着 》	令和7年12月12日(金) から 令和7年12月16日(火) まで	
(7)	開 札 日	令和7年12月17日(水)	14:30 会議室403
(8)	契 約 予 定 日	落札決定日から7日以内（市の休日を除く。）	

- ・ 提出書類作成に係る留意点については、公告及び仕様書等を確認すること。
- ・ 入札参加確認申請書（添付書類含む）、質問書については入札公告日から提出可能とする。
- ・ 入札参加確認申請書（添付書類含む）、質問書の送付先及び受付場所については、「11 契約条項を示す場所」とする。

※ 申請受付期間

- ・ 持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで（土、日、祝を除く。）

※ 入札受付期間

- ・ 入札受付期間以外に守口郵便局に到着した入札書は、無効とする。
- ・ 守口郵便局へ封筒を持ち込み、届けることはできるが、開札場所、入札担当課の窓口等に直接届けることはできない。

4 入札参加資格確認申請・確認結果通知

(1)	入札参加資格確認申請及び確認結果通知は、次のとおり行う。			
(2)	提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着）		
(3)	提出書類	①	様式1	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
		②	添付書類	小売電気事業の登録を受けていることを証する書面（電気事業法第2条の4第2項に規定する通知書等）の写し
		③	添付書類	履行実績を証する書面（契約書、仕様書等）の写し
(4)	確認結果通知	入札参加資格の有無の確認後、その結果を通知する。 入札参加資格確認結果については、郵送する。併せてFAXにて通知するので、必ず受取確認のFAXを返信すること。（様式自由）		
(5)	入札参加停止	入札参加資格確認申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。		

5 入札上の注意

(1)	入札書の記載方法	入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの執行予定総額で記載すること。（課税業者であるか免税業者であるかを問わず、当該執行予定額の110分の100に相当する金額を記載。）	
(2)	契約金額の決定	契約決定にあたっては、積算内訳書記載単価に、当該単価の100分の10に相当する額をそれぞれ加算した金額（端数は、小数点第3位以下を切り捨てる。）をもって契約金額とする。	
(3)	入札回数	2回	
(4)	入札の無効	開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。	
		①	「2 入札参加者に必要な資格」を有していない者のした入札
		②	本告示文書、守口市郵便入札心得、郵便入札実施要領、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類に定める入札条件に違反した入札
(5)	長期継続契約	本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市役所はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市役所の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。	

6 入札時の内訳書の提出

(1)	要件	①	提出の要否	必要 再度の入札においても同様とする。
		②	指定様式	あり（本市指定様式） ただし、当該様式により難しい場合は、契約書に記載すべき事項を記載した任意の様式も可とする。
		③	内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がない入札は無効とする。	
		④	入札金額と内訳書の金額が合致しない場合、本入札とは関係ない案件の内訳書を提出した場合については、内訳書の提出がない入札とみなす。	

7 質問の受付及び回答

(1)	質問方法	仕様書等に対して質問がある場合は、次のとおり質問書（本市指定様式）で行うものとする。		
		①	E-mailで担当あてに送付すること。	
		②	送信件名は、「守口市高圧受電施設で使用する電力の供給質問（業者名）」とすること。	
		③	送信の際、ファイル形式は変換しないこと。	
		④	送信後、必ず確認の連絡（電話）をすること。	
(2)	回答方法	①	本市ホームページに掲載する。 回答に対する再質問は受け付けない。 回答期日を過ぎて、回答がない場合は、担当に確認すること。	

8 必要書類について

(1)	各種様式等については、市のホームページからダウンロードすること。（総務部契約課の「現在公告中の案件」を参照）
-----	--

9 契約手続

(1)	入札保証金の納付は、守口市契約規則第6条第2号の規定により免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、落札金額（単価契約の場合は、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）（税込）の100分の3に相当する金額を損害賠償金として徴収する。
(2)	落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)	契約代金の支払いについては、毎月払とする。
(4)	契約書を作成する。ただし、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）が100万円を超えない契約の場合は、契約書を作成しないことがある。

10 その他

(1)	提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
(2)	市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(3)	入札参加者は、本告示文書、守口市郵便入札心得、郵便入札実施要領、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。
(4)	書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 契約条項を示す場所

(1)	場	所	守口市役所総務部契約課					
(2)	担	当	井戸田					
(3)	住	所	〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号					
(4)	電	話	06-6992-1453					
(5)	F	A	X	06-6993-3484				
(6)	メ	ー	ル	ア	ド	レ	ス	keiyaku@city.moriguchi.lg.jp